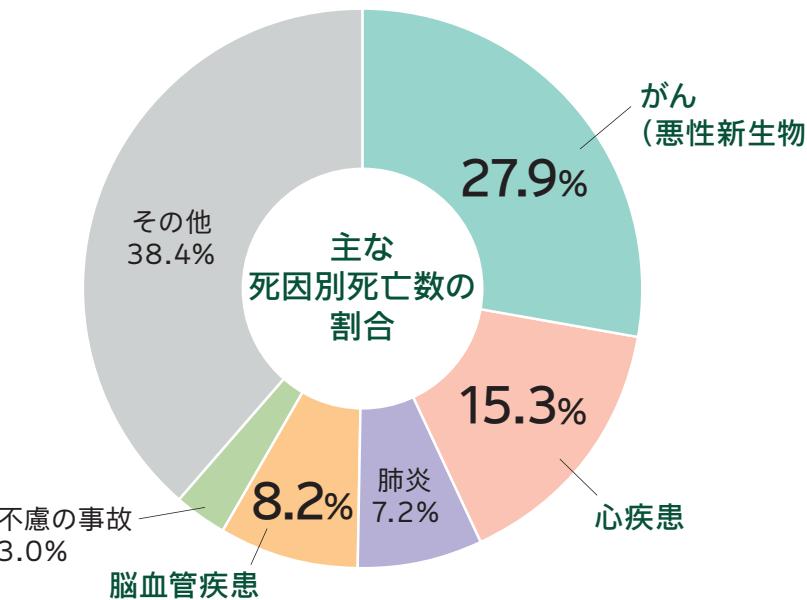




ご存じですか?

## 日本人の死亡原因の割合で多い 「がん」「心疾患」「脳血管疾患」

がん・心疾患・脳血管疾患などの病気やケガで長期間働けなくなった場合、「医療費の支払い」「給与所得の減少」により住宅ローンの返済が大きな負担になることも…



出典:厚生労働省 平成29年「人口動態統計」の概況



もしもに  
備える

## 地銀協ダブルサポート団信制度 のポイント!



の2タイプの保障で万一の場合の  
ローン返済をサポートします!

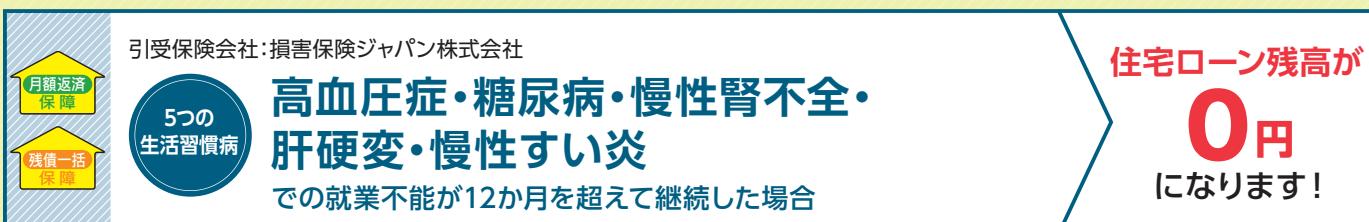
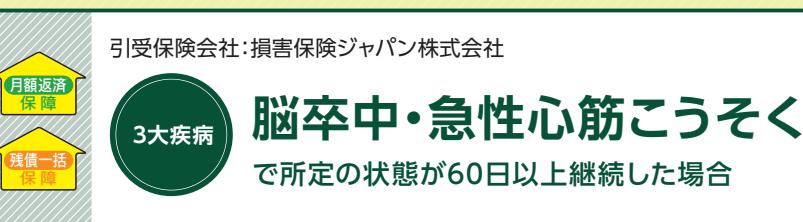
### 死亡・高度障害の保障



### さらに安心の保障



### 8大疾病的保障



亡くなったときだけでなく、  
働けなくなった場合も保障されるから、  
住宅ローン返済も安心だね!

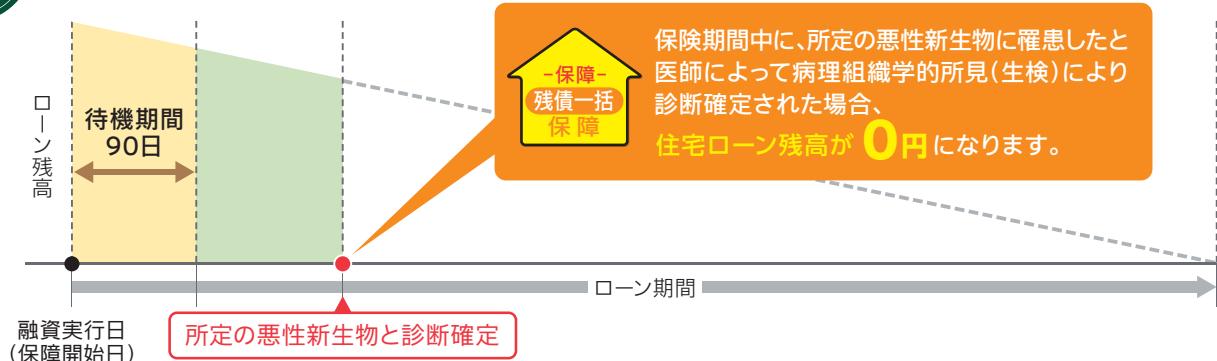


## もしもの場合でも住宅ローン返済をサポート!

3大疾病

## 悪性新生物

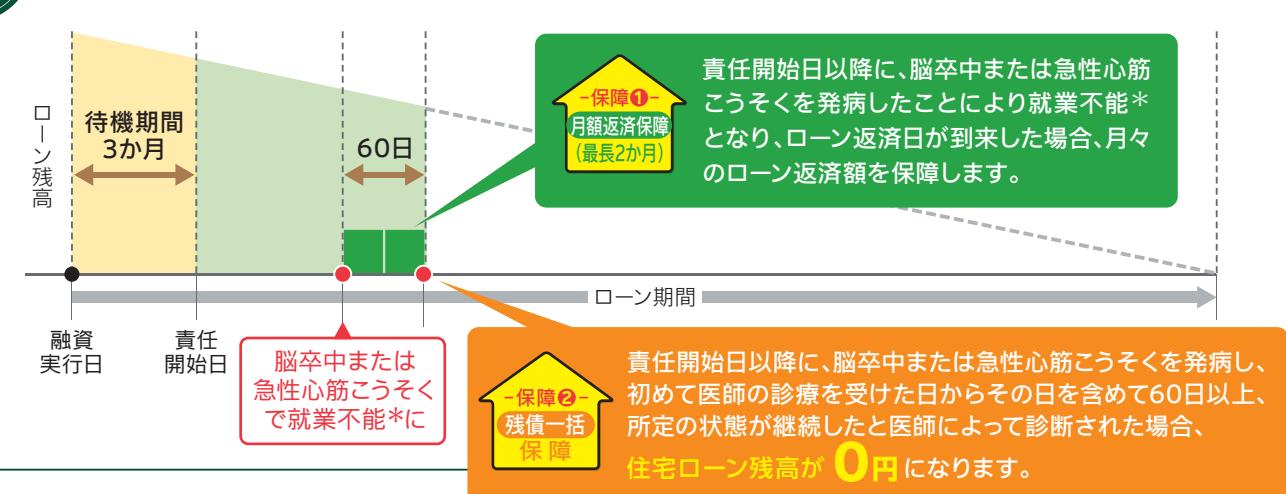
事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社



3大疾病

## 脳卒中・急性心筋こうそく

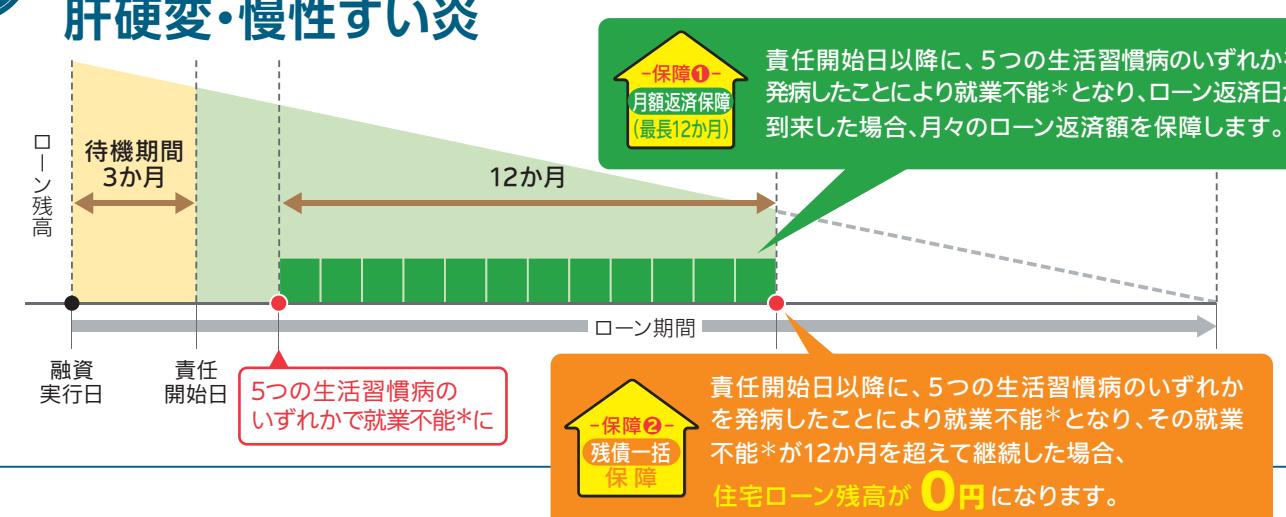
引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社



5つの生活習慣病

## 高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社



\*就業不能とは、被保険者が身体障害(病気またはケガ)を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかななる業務にも全く従事できない状態(具体的には治療のため入院していること、もしくは医師の治療を受けていることを指します。)をいいます。なお、被保険者が死亡した後もしくはその身体障害が治ゆした後は、いかなる場合であっても就業不能とはいません。

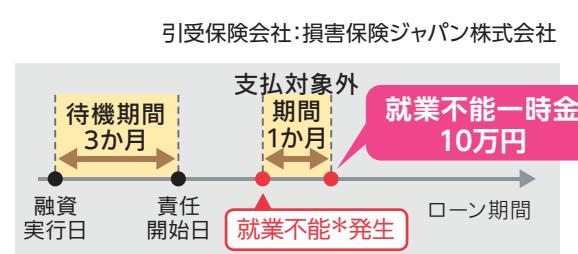
## さらに安心の保障をプラス!

安心保障  
1

- 有
- 無

## 就業不能一時金

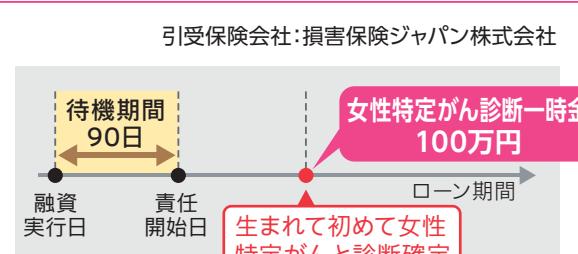
病気・ケガによる就業不能\*が1か月を超えた場合、就業不能一時金として**10万円**をお支払いします。

安心保障  
2

- 有
- 無

## 女性特定がん診断一時金(奥さま用)

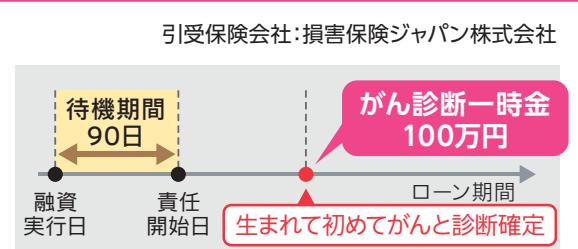
奥さまが女性特有のがん(乳がん・子宮がん・卵巣がんなど)と生まれて初めて診断確定された場合、女性特定がん診断一時金として**100万円**をお支払いします。

安心保障  
3

- 有
- 無

## がん診断一時金(本人用)

ご本人が生まれて初めてがんと診断確定された場合、がん診断一時金として**100万円**をお支払いします。



# 地銀協ダブルサポート団信制度の概要

## ご利用いただける方

地銀協加盟の会員銀行と金銭消費貸借契約を結ぶ住宅ローン(※)債務者ご本人で、加入日時点で満15歳以上、満50歳以下(継続可能年齢満82歳まで)の引受保険会社に加入を承諾された方

- 住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。
- がん(悪性新生物)に罹患したことがある方はご加入いただけません。
- 告知の内容により引受保険会社がご加入をお断りすることがあります。
- (※)一部ご加入いただけないローンがあります。

## 契約概要

正式名称	団体就業不能信用補償保険
保険金をお支払いする主な場合	<p>■就業不能信用補償保険金 被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎を発病し、その直接の結果として就業不能となり、その就業不能が所定の支払対象外期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合 (注)支払対象外期間を超える就業不能が対象期間中に終了した後、その就業不能の原因となった脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変もしくは慢性すい炎によって、6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなす取扱いをします。なお、前の就業不能による対象期間と後の就業不能による対象期間は通算し、就業不能になっていない期間は対象期間に含みません。</p> <p>■債務繰上返済支援保険金(脳卒中) 被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に、脳卒中を発病し、脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>■債務繰上返済支援保険金(急性心筋こうそく) 被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に、急性心筋こうそくを発病し、急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>■債務繰上返済支援保険金(5つの生活習慣病) 被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎を発病し、その直接の結果としてその就業不能が12か月を超えて継続している場合 (注)支払対象外期間を超える就業不能が対象期間中に終了した後、その就業不能の原因となった高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎によって、6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能が継続していたものとみなします。</p> <p>■就業不能一時金 被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に、身体障害を被り、その直接の結果として就業不能となり、その就業不能が所定の支払対象外期間を超えて継続した場合 (注)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能について重複して就業不能一時金をお支払いしません。</p> <p>■女性特定がん診断一時金 被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に、初めて女性特定がんに罹患し、病理組織学的所見によって、医師に女性特定がんと診断確定された場合 (注)上皮内がんについては支払対象外です。</p> <p>■がん診断一時金 被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に、初めてがんに罹患し、病理組織学的所見によって、医師にがんと診断確定された場合 (注)上皮内がん、ランゲルハンス細胞組織球症については支払対象外です。</p>
お支払いする保険金	<p>■就業不能信用補償保険金 就業不能が開始した日時点における各月の予定返済額を1回の保険事故につき対象期間を限度にお支払いします。</p> <p>■債務繰上返済支援保険金(脳卒中) ■債務繰上返済支援保険金(急性心筋こうそく)</p> <p>■債務繰上返済支援保険金(5つの生活習慣病) 保険金をお支払いする場合に該当した日時点における借入金元本未償還残高、保険金支払日までの利息および遅延損害金のすべてをお支払いします。</p> <p>■就業不能一時金 就業不能一時金として10万円をお支払いします。ただし、1回の就業不能に対して1回が限度となります。</p> <p>■女性特定がん診断一時金 女性特定がん診断一時金として100万円をお支払いします。ただし、1回を限度とします。</p> <p>■がん診断一時金 がん診断一時金として100万円をお支払いします。ただし、1回を限度とします。</p>

保険金をお支払いしない主な場合	<p>■就業不能信用補償保険金 ■債務繰上返済支援保険金(5つの生活習慣病)</p> <p>■就業不能一時金 次のいずれかの事由に起因する身体障害による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。          ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失          ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為          ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合は除きます)          ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)および核燃料物質等によるもの          ⑤妊娠、出産、早産または流産          ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの          ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能          ⑧自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転          ⑨発熱などの他覚的症状のない感染          ⑩地震、噴火またはこれらによる津波            ■債務繰上返済支援保険金(脳卒中) ■債務繰上返済支援保険金(急性心筋こうそく)</p> <p>■女性特定がん診断一時金 ■がん診断一時金 次のいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。          ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失          ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)および核燃料物質等によるもの          (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。          (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>															
責任開始日	損害保険ジャパン株式会社が申込書兼告知書によりご加入を承諾した場合、融資実行日もしくは保険加入を承諾した日のいずれか遅い日から起算して待機期間(※)が満了した日の翌日を責任開始日とします。 (※)待機期間は3か月となります。															
加入期間	被保険者の融資実行日、もしくは保険加入承諾日のいずれか遅い日から、ローン完済日または満82歳到達日のいずれか早い日まで、特段のお申し出のないかぎり自動的に継続します(ただし、下記に記載の脱退事由に該当した場合を除きます。)															
この契約からの脱退事由	被保険者が次のいずれかの脱退事由に該当した場合は、該当した脱退事由により次に定める日をもって脱退となります。なお、脱退日以降に生じた就業不能(保険金支払事由)に対しては、保険金をお支払いできません。															
脱退事由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #e0f2e0;">脱退事由</th> <th style="background-color: #e0f2e0;">脱退日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>住宅ローン等を約定完済した場合</td> <td>約定完済日</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>住宅ローン等を繰上完済、代位弁済、団体信用生命保険金の弁済で完済した場合</td> <td>住宅ローン等完済日</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>住宅ローン等の金銭消費貸借契約が取消しまたは解除された場合</td> <td>取消し:取消日 解除:解除日</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>被保険者の年齢が満82歳に到達した場合</td> <td>満82歳到達日</td> </tr> </tbody> </table>		脱退事由	脱退日	①	住宅ローン等を約定完済した場合	約定完済日	②	住宅ローン等を繰上完済、代位弁済、団体信用生命保険金の弁済で完済した場合	住宅ローン等完済日	③	住宅ローン等の金銭消費貸借契約が取消しまたは解除された場合	取消し:取消日 解除:解除日	④	被保険者の年齢が満82歳に到達した場合	満82歳到達日
	脱退事由	脱退日														
①	住宅ローン等を約定完済した場合	約定完済日														
②	住宅ローン等を繰上完済、代位弁済、団体信用生命保険金の弁済で完済した場合	住宅ローン等完済日														
③	住宅ローン等の金銭消費貸借契約が取消しまたは解除された場合	取消し:取消日 解除:解除日														
④	被保険者の年齢が満82歳に到達した場合	満82歳到達日														
失効	次のいずれかの事由に該当した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約はその効力を失います。 ①被保険者が死亡した場合 ②被保険者の範囲に該当しなくなった場合 ③がん診断一時金支払特約および女性特定がん診断一時金支払特約の保険金支払いがあった場合(該当する特約の失効) (注)女性特定がん診断一時金支払特約の被保険者はローン債務者ご本人の女性配偶者で、満15歳以上満50歳以下(継続可能年齢満82歳まで)で、かつ健康な方となります。(告知していただいた内容により損害保険ジャパン株式会社がご加入をお断りしている方は、含まれません。)婚姻関係の終了や死亡等により法律上の婚姻関係である妻でなくなった場合またはローンをお借り入れいただいているご本人がこの契約からの脱退事由に該当し、保障が終了した場合、女性特定がん診断一時金支払特約はその効力を失います。															
重大事由による解除等	保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。															
保険会社破綻時の取り扱い	引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。															
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社															

